

免除・減額の制度を再構築し 市民の自主的な活動を推進

■ 検査管財課千代田庁舎

市では、公共施設の使用料について、負担に見合った施設サービスの提供と公平性・公正性を確保するため、見直しの検討を進めています。
この一環として、昨年10月には説明会を開催するなど、市民の皆さんや施設を利用されている皆さんから、幅広い「意見や」要望をいただきました。



↑ 平成 27 年 10 月に開催した説明会

そこで、市では、使用料の定価の不均衡は見直しつつ、市の施策の推進に向け市民の皆さんの自主的な活動を支援するため、原則として統一した使用料の免除や減額の制度を設ける方針とし、平成29年4月からの実施を予定しています。
これにより、同好会やサークルにおける施設のご利用にあたっては、一定の要件に該当する場合、基本的に現在の実負担と変わらずにご利用いただけるよう、具体的な検討を進めています。

より使いやすい制度へ

説明会を開催予定

こうした使用料の見直し内容について、今後、説明会の開催を計画しています。説明会では、制度の内容をご理解いただくとともに、より使いやすい仕組みとなるよう、皆さんからいただく「意見を、手続き方法の具体化などに活用する予定です。説明会の日程は、決まり次第、本誌またはお知らせ版でご案内いたします。

同好会やサークルなどに対する今後の施設使用料の免除・減額制度(案)の概要

《公共施設の利用手続き》

① 使用料の減免利用団体の登録申請

- 各団体などの活動目的に合致する市の担当課に、減免利用団体の登録を申請
- 申請内容を、統一の基準で市の担当課が判定し、団体を認定・登録

② 施設の利用申請

- 減免利用団体として認定された団体では、利用したい施設に使用申請
- どの施設でも基本的に同じ基準で、使用料は免除(実質無料)または減額(一部負担)
ただし、公民館のように法律などの制約がある場合は、その範囲での利用

《減免利用団体としての要件》

① 活動目的

- 市が推進する施策の目的に合致する活動をしていること
- 例 健康づくり、高齢者・障害者福祉の充実、次世代育成の支援、生涯学習の推進、スポーツ活

動の推進、青少年の健全育成、コミュニティ活動の推進 など(ただし、利用者の直接の営利を目的とするものを除く。)

- 市が主催する行事への参加や事業への協力など、活動成果を広く還元いただけること

② 会員構成

- 一定人数以上で構成され、かつ、市民が半数以上で構成されていること
- 門戸を広く開いていただき、活動目的に賛同する市民の入会を制限しないこと

③ 運営方法

- 年間を通じ定期的・継続的な活動を行っていること
- 会員の総意によって、自主的に組織的な運営がされていること
- 活動費用は会員の会費で賄われ、収支決算が適切に行われていること
- 講師を定期的に招いたり、代表者と会員間の師弟関係など、塾や教室的な形態になっていないこと
(このような場合は、利用不可または定価もしくは割増の使用料での利用)

人と動物が共生する 地域社会の実現にむけて

9月は動物愛護月間

今日、ペットの不適切な飼い方や無責任な飼い方、虐待につながる事例、動物による人身などへの加害事例が後を絶ちません。かすみがうら市も例外ではなく、市民の方からこういった苦情が多数寄せられています。茨城県では県内市町村のこのような状況を受けて9月を「動物愛護月間」と定め、広く県民の間に動物の愛護と動物の正しい飼い方についての関心と理解を深めていく期間としています。

■ 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

動物の虐待・遺棄は犯罪

動物を虐待したり、捨てたりすることは犯罪です。違反すると、徴役や罰金に処せられます。動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。また、飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って扱っていただけなく、最後まできちんと飼育(終生飼養)も含まれます。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。

愛しているのなら繁殖制限

犬や猫は、人が大昔に自然から切り離し人と一緒に生活するようになったりも習性も変えた動物であり、適正な数になるように自然環境が繁殖をコントロールしている野生動物とは異なります。犬や猫は本能で繁殖するだけで、その犬や猫の繁殖をコントロールするのは飼い主の義務であり責任です。本来犬や猫を愛しているのなら、安易に生ませたり、繁殖を放置したりするのはいけません。

不妊去勢手術・不幸な命を生み出さないために

茨城県では、毎年犬・猫あわせて8千頭余りが処分されています。そのほとんどが子犬・子猫です。また、無責任な飼い主が捨てた犬や猫が増えています。生まれてしまえばもう手戻りできません。新たな飼い主はそう簡単には見つからないものです。飼い犬や飼い猫が妊娠しないように、メスならば不妊手術、オスならば去勢手術を行います。これは不幸な子犬や子猫を増やさないためのペットを飼う人の責任です。

犬はつないで、猫は室内で飼いましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。また、平成26年4月より「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正され、猫の屋内飼養が義務付けられました。これらのことは、咬みつき事故、糞尿やいたずらなどの近隣の方へのトラブルを防止するために重要なことです。
犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。また、不幸な命を生まない、生ませないために、犬をつないで飼って、猫を室内で飼ってはいない飼い主の義務です。

